

別表

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2. 1区画の面積はおおむね1000平方メートル以上とする。</li> <li>3. 1区画内の建物敷の面積はおおむね200平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積のおおむね20パーセント以下とする。</li> <li>4. 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。</li> </ol>
スキー場の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2. 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に1幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。</li> <li>3. 滑走コースの上，下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。 また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>4. 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1ヘクタールあたりおおむね1000立方メートル以下とする。</li> </ol>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね70パーセント以上とする。(残置森林率はおおむね60パーセント以上)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね40メートル以上）を配置する。</li> <li>2. ホール間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね40メートル以上）を配置する。</li> <li>3. 切土量，盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね150万立方メートル以下とする。</li> </ol>
宿泊施	残置森林率は	1. 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残

設、レジ ャー施設 の設置	おおむね70パー セント以上とす る。	置森林又は造成森林を配置する。 2. 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね20パー セント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置す る場合は極力分散させるものとする。 3. レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積 はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれ を複数設置する場合は、その間に幅おおむね50メー トル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事 業場の設 置	森林率はおお むね35パーセン ト以上とする。	1. 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタ ール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね50メ ートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。こ 以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2. 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘ クタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する 場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森 林又は造成森林を配置する
住宅団地 の造成	森林率はおお むね30パーセン ト以上とする。 (緑地を含む。)	1. 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタ ール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね50メ ートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置す る。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑 地を配置する。 2. 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘ クタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する 場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森 林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の 採掘		1. 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残 置森林又は造成森林を配置する。 2. 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植 栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部 には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって、硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。